

ID: 161

担当部署: 地域整備課

処分の概要	駐車料金の徴収		
例規名 根拠条項	大河原町駐車場条例 第4条		
例規番号	昭和62年条例第7号		
【基準】 第4条の規定による。 (駐車料金) 第4条 駐車場の駐車料金(以下「料金」という。)の額は、別表に定めるとおりとする。			
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日